佐賀県	○％	○％	○％	○％	○％	○％	○％
長崎県	○％	○％	○％	○％	○％	○％	○％
大分県	○％	○％	○％	○％	○％	○％	○％
宮崎県	○％	○％	○％	○％	○％	○％	○％
熊本県	○％	○％	○％	○％	○％	○％	○％
鹿児島県	○％	○％	○％	○％	○％	○％	○％
沖縄県	○％	○・○三％	○％	○％	○％	○％	○％

注1　この表の数値は、漁船についての異常純保険料率である。

2　漁具についての異常純保険料率は、当該漁具の属する漁船についての異常純保険料率に、当該漁具の保険期間に応じ、それぞれ次に掲げる率を乗じて得た率とする。この場合において、その率に小数点以下二位未満の端数が生じるときは、異常純保険料率は、その端数を切り捨てた率とする。

保険期間	率
三月以内	二十％
三月超六月以内	四十％
六月超九月以内	五十五％
九月超十二月以内	七十五％

○農林水産省告示第百六十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の四第三項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める率を次のように定め、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年一月三十日

農林水産大臣　山本　有二

塡補の範囲	第一種	第二種
全損、救助費、特別救助費	○・○○五％	○・○○一％
全損、分損、救助費、特別救助費	○・○○六％	○・○○一％
漁具	○・○○五％	○・○○一％

注1　この表の率は、普通損害保険の特定特約部分の一月分の純保険料に対応する部分の率である。

2　第一種とは全ての特定事故による損害を塡補するものを、第二種とは特定事故のうち戦争、変乱及び襲撃による損害を塡補するものをいう。

3　特別救助費とは、漁船損害等補償法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号）第二十一条第一項第二号に掲げる額をいう。

○農林水産省告示第百六十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の十一第二項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める割合を次のように定め、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年一月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一　分損を塡補の対象とするもの

トン数区分 ＼ 保険期間	三年	六年	九年	十二年	十五年
無動力漁船及び総トン数五トン未満の動力漁船	○・九四	○・八七	○・七九	○・七三	○・六八
総トン数五トン以上の動力漁船　総トン数五トン以上二十トン未満	○・九五	○・八八	○・八一	○・七六	○・七一
総トン数二十トン以上五十トン未満	○・九六	○・九〇	○・八五	○・八〇	○・七六
総トン数五十トン以上百トン未満	○・九五	○・八九	○・八三	○・七八	○・七四
総トン数百トン以上二百トン未満	○・九六	○・九一	○・八五	○・八一	○・七八
総トン数二百トン以上	○・九五	○・八九	○・八二	○・七七	○・七二

二　分損を塡補の対象としないもの

トン数区分 ＼ 保険期間	三年	六年	九年	十二年	十五年
無動力漁船及び総トン数五トン未満の動力漁船	○・九九	○・九八	○・九七	○・九七	○・九六
総トン数五トン以上の動力漁船　総トン数五十トン以上二十トン未満	○・九九	○・九八	○・九七	○・九六	○・九六
総トン数二十トン以上五十トン未満	○・九九	○・九九	○・九八	○・九八	○・九七
総トン数五十トン以上百トン未満	○・九九	○・九九	○・九八	○・九五	○・九四
総トン数百トン以上二百トン未満	○・九九	○・九九	○・九六	○・九八	○・九七
総トン数二百トン以上	○・九九	○・九七	○・九五	○・九三	○・九二

○農林水産省告示第百六十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十八条の二第二項の規定に基づき、同項の危険の程度の区分を次のように定め、平成二十九年四月一日から施行し、昭和五十六年九月二十八日農林水産省告示第千四百六号（漁船損害等補償法第百二十一条において準用する同法第百十三条の四第一号の規定に基づく危険の程度の区分）は、平成二十九年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十九年一月三十日

農林水産大臣　山本　有二

漁船についての次の各号に掲げる事項の組合せにより定まる区分

一　トン数区分

(一)　無動力漁船及び総トン数五トン未満の動力漁船

(二)　総トン数五トン以上十トン未満の動力漁船

(三)　総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船

(四)　総トン数二十トン以上五十トン未満の動力漁船

(五)　総トン数五十トン以上百トン未満の動力漁船

(六)　総トン数百トン以上千トン未満の動力漁船

二　動力漁船の主機関の区分

(一)　主機関が船外機以外の漁船

(二)　主機関が船外機の漁船